

門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市制施行60周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市及び本市の職員が業務の目的で使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ等報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- (5) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる営利を目的としない限られた範囲内において使用するとき。
- (6) 門真市制施行60周年記念事業として使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

2 申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) ロゴマークを使用しようとする物品等の見本（以下「見本」という。）又は写真等
- (2) 申請に係る使用目的又は用途が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 門真市制施行60周年記念事業の趣旨に反し、又は反するおそれがあると認めら

れるとき。

- (3) 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の商標又は意匠とする等、独占的な使用又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認められるとき。
- (9) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、申請者に門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長は、条件を付して承認することができる。

3 市長は、前条第1項の規定による申請が、第1項各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないこととし、申請者に門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（承認内容の変更）

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる見本
- (2) 前号の見本が添付できない場合は、変更の内容が分かる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容の審査については前条の規定を準用し、当該申請内容を承認するときは、門真市制施行60周年

記念ロゴマーク使用変更承認書（様式第5号）を、承認しないときは門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用変更不承認書（様式第6号）をそれぞれ使用者に交付するものとする。

（使用の中止）

第6条 使用者は、承認を受けた内容について、使用を中止し、又は承認の条件を満たさなくなったときは、速やかに門真市制施行60周年記念ロゴマーク等使用中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は前項の規定による届出をしたときは、中止日をもってロゴマークの使用を直ちに停止しなければならない。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、第4条第1項又は第5条第2項の規定による承認を受けた日から令和6年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（遵守事項等）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた物品等にのみ使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを使用した物品等（以下「使用物品等」という。）の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難な物については、使用物品等の写真を提出すること。
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用物品等を営利目的で販売するときは、承認を受けた物品等に承認番号を明示すること。ただし、明示することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) ロゴマークは、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (6) 使用物品等を商標登録出願し、又は意匠登録出願しないこと。
- (7) ロゴマークそのものを商品化しないこと。
- (8) ロゴマークを使用するときは、本市が当該使用物品等、事業等を保証するかなのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消し、使用者に対し、ロゴマークの使用差止め及び使用物品等の回収、破棄等の措置を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、門真市制施行60周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第8号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱によるロゴマークの使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、使用物品等、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第12条 市長は、ロゴマークの使用又は承認をしたことに起因する損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等の報告等を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により使用状況等の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴマーク等の使用促進を図るため、ロゴマークの使用状況等を市ホームページ等において公開することができる。

(権利)

第15条 ロゴマークに関する一切の権利は、本市に帰属する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

別図（第2条関係）

1 カラー



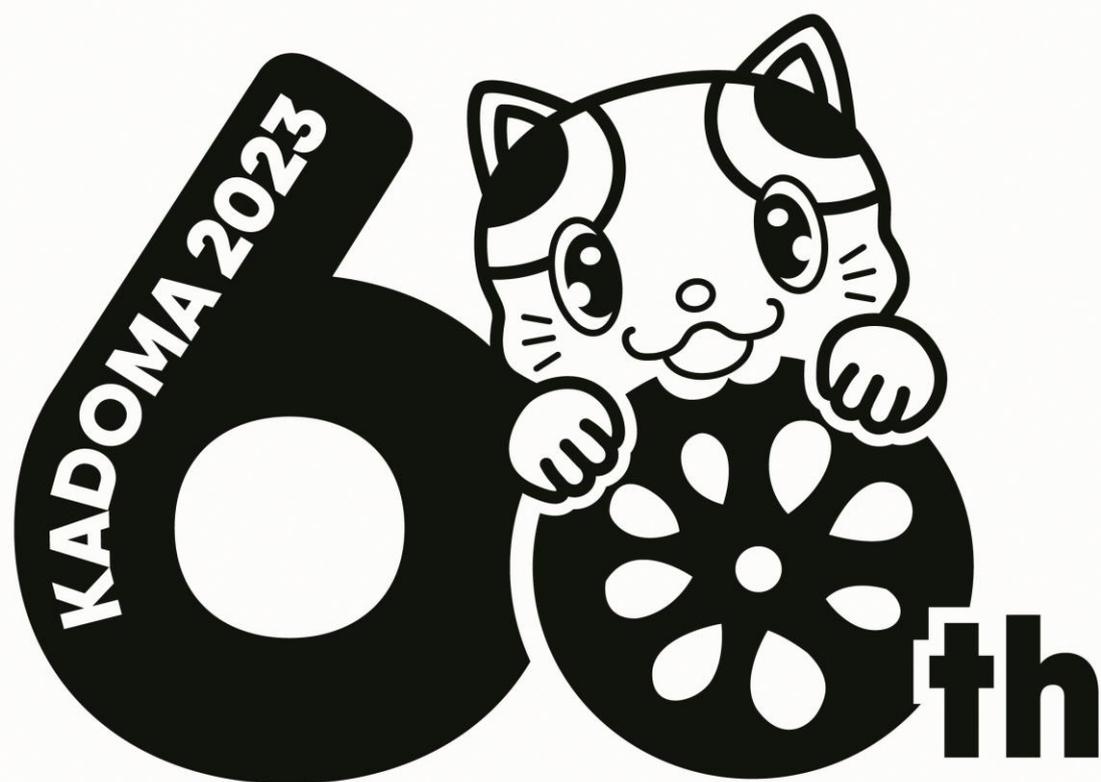




4 单色白（黒地）



5 单色黑（白地）



ANNIVERSARY

門真市制施行 60 周年